

# 第3期西尾市子ども・子育て支援計画策定支援 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、第3期西尾市子ども・子育て支援計画策定業務を委託するにあたり、業務を円滑に遂行するために最も適した事業者を契約候補者として選定することを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

第3期西尾市子ども・子育て支援計画策定支援業務

### (2) 業務内容

「第3期西尾市子ども・子育て支援計画策定支援業務仕様書」のとおり

### (3) 業務場所

西尾市役所及び受託者社屋内

### (4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### (5) 契約上限額

8,311,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和5年度 4,642,000円、令和6年度3,669,000円）

※年度ごとの支払額については、契約書に明記することとする。

## 3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）があること。
- (2) 西尾市入札参加資格者名簿（物品等）の大分類「03 役務の提供等」中分類「07 調査委託」のうち、小分類「01 市場調査」「02 世論調査」「07 総合研究所」「14 福祉関係調査」のいずれかに登録されていること。
- (3) 参加資格申請書の提出日から委託者決定までの間に「西尾市競争入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

- (6) 現在までに、国又は地方公共団体において、子ども・子育て支援計画、地域福祉計画策定等の業務（類似の業務を含む。）の受託実績を有する者であること。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、子ども・子育て支援に関する施策等の動向や事例等に精通した者を従事させることができる者であること。

#### 4 実施要領に関する説明会

事前説明会は開催しない。質問等がある場合は、質問受付期間内に質問書を提出すること。

#### 5 スケジュール

No.	内 容	期 日 等
1	プロポーザル実施の公告	令和5年11月10日（金）
2	質問書の提出期限	令和5年11月17日（金） 午後5時（必着）
3	質問書の回答	令和5年11月21日（火）までに ホームページに掲載
4	参加資格申請書の提出期限	令和5年11月24日（金） 午後5時（必着）
5	参加資格確認通知書の発送	令和5年11月28日（火）
6	企画提案書等の提出期限	令和5年12月6日（水） 午後5時（必着）
7	第1次審査結果通知書の発送	令和5年12月8日（金）
8	第2次審査 （プレゼンテーション）	令和5年12月15日（金）
9	第2次審査結果通知書の発送	令和5年12月18日（月）
10	契約の締結	令和5年12月下旬までに締結

#### 6 参加資格申請書の提出

- (1) 提出書類
- ア 参加資格申請書（様式1）
  - イ 事業者概要調書（様式2）
  - ウ 過去3年間の同種又は類似業務の受注実績（様式3）
- (2) 提出部数  
各1部
- (3) 提出期限  
令和5年11月24日（金）午後5時（必着）

(4) 提出先及び提出方法

午前8時30分から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く）の間に西尾市子ども部子育て支援課に持参又は郵送で提出

(5) 参加資格確認通知書の発送日

令和5年11月28日（火）に電子メールにて発送する。

なお、応募多数の場合についても、参加資格申請書の提出があった者全員に通知を行うものとする。

## 7 実施要領に関する質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式4）

(2) 提出期限

令和5年11月17日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

件名を「第3期西尾市子ども・子育て支援計画策定支援業務質問」として電子メールにて提出後、必ず電話で受信確認をすること。

(4) 提出先

西尾市子ども部子育て支援課  
kosodate@city.nishio.lg.jp

(5) 回 答

令和5年11月21日（火）までにホームページに掲載する。また、回答書に記載した内容により、必要に応じて実施要領等の記載内容を追加又は修正することとする。

## 8 辞退届

参加資格申請書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。

(1) 令和5年11月22日（水）午後5時（必着）

(2) 提出先及び提出方法

「6 参加資格申請書の提出」の提出と同様

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

企画提案書等の提出書類は以下のとおりとする。

(用紙は、原則として全てA4判とする。)

No.	名 称	様 式 ・ 規 格 等
1	企 画 提 案 書	・様式6
2	会 社 概 要	・任意様式
3	提 案 内 容	・任意様式、両面印刷 ・表紙、目次等を除いた本文で20ページ以内とすること。 ・「第3期西尾市子ども・子育て支援計画策定支援業務仕様書」に基づき、応募者としての業務方針やアピールポイントを明記すること。
4	業務実施体制調書	・任意様式（複数枚可） ・業務を委託した場合の体制、担当予定者の氏名、業務の分担内容等について記載すること。
5	業務実績調書	・任意様式（複数枚可） ・監理技術者及び主たる担当技術者が地方公共団体の発注する同種・類似の業務を実施した実績（業務名、発注者名、履行期間、履行内容等）を記載すること。
6	見 積 書	・様式7
7	見積積算内訳	・任意様式（複数枚可）
8	業務工程表	・任意様式（複数枚可）

### (2) 提出部数

上記1～8を1つに綴じた書面10部（正本1部、副本9部）及び電子データを保存した光ディスク（CD-R等）1枚を提出すること。

### (3) 提出期限

令和5年12月6日（水）午後5時（必着）

### (4) 提出先及び提出方法

午前8時30分から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く）の間に、持参又は郵送により、西尾市子ども部子育て支援課に提出すること。

## 10 委託先の選定（第1次審査）

第1次審査として書類審査により上位4社を選考し、上位4社に対して第2次審査を実施する。

審査結果は、第1次審査結果通知書を令和5年12月8日（金）に電子メールにて発送する。

なお、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けず、審査の経緯、内容等に関する問合せについても一切回答しない。

## 11 委託先の選定（第2次審査）

### (1) 選定方法

選出された企画提案書等のみを使用したプレゼンテーションにより審査を行う。なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。

### (2) 審査方法

西尾市が選任する者をもって企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価及び採点し、その審査結果を基に委託先候補を決定する。

### (3) プレゼンテーション開催日（予定）

令和5年12月15日（金）※詳細は後日案内

### (4) 説明者

説明を行う者は3名以内とし、本業務を実際に行う予定である担当者を含むこととする。

### (5) 説明時間

1提案者あたりの説明時間は、30分程度（提案内容等説明20分、質疑応答10分）とする。

### (6) プレゼンテーションの方法

事前に提出された企画提案書等を用いて説明を行うこと。

なお、プロジェクター用のスクリーンは本市が用意するが、パソコン、プロジェクター等については、企画提案者が必要に応じて用意すること。

### (7) 審査基準

別添「第3期西尾市子ども・子育て支援計画策定支援業務委託プロポーザル評価基準」に基づき審査を実施する。

なお、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が評価基準から委託先として妥当であると認められるときは、その事業者を委託候補事業者とする。

## (8) 審査結果

第2次審査結果通知書を令和5年12月18日（月）に電子メールにて発送する。

なお、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けず、審査の経緯、内容等に関する問合せについても一切回答しない。

## 12 契約の締結

上記11により選定された者を契約候補事業者として交渉を行い、契約を締結する。契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼する。

なお、契約候補者が契約の締結を辞退したとき、契約に向けての協議が不調に終わった場合等は、評価基準により順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手を決定する。

## 13 その他

- (1) 本市が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることができる。
- (2) 企画提案書等の作成、郵送等に関する経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 決定した事業者の提案に係る著作権は、本市に帰属する。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属する。また、決定されなかった事業者の提案に係る著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 本実施要領により本市と委託業務を契約した事業者は、当該業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、必要と認められる業務については、本市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (6) 本参加資格申請書の提出後の辞退は自由であり、辞退した場合でも今後の業務において不利益な扱いを受けることはない。

## 14 問合せ先

西尾市子ども部子育て支援課

担 当：小林・高須・杉浦

所在地：〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田2番地

電 話：0563-65-2108・2109

F A X：0563-57-1314

e-mail：kosodate@city.nishio.lg.jp